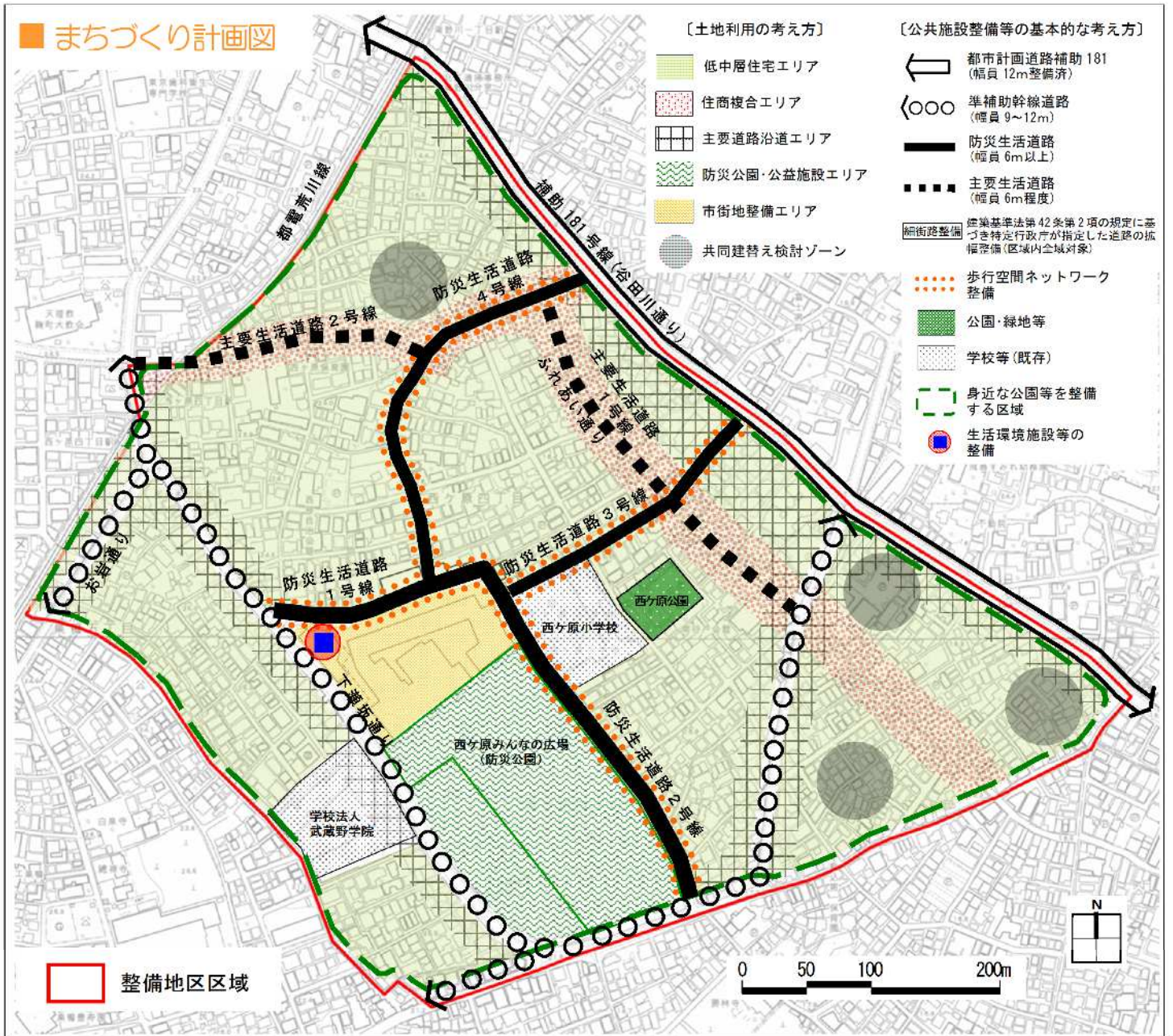


西ヶ原地区のまちづくり（密集事業）



■ 身近な小公園等の整備

日常的な憩いの場、災害時には有効なオープンスペースになる身近な公園や広場の整備を進めます。また、公園・広場整備に併せて防災施設の設置を行うなど地域の防災性の向上に努めます。



■ 西ヶ原地区 道音坂児童遊園



■ 西ヶ原地区 谷戸さんさん児童遊園

■ 防災生活道路の整備

防災生活道路3号・4号線は、災害時にも消防車など緊急車両の通行が可能で、一時避難や延焼防止に重要な役割を担う道路として幅員6mへ拡幅します。

沿道の皆さんの建替えに合わせて拡幅を進めていきます。防災生活道路3号、4号線共に、当事業の事業期間内に拡幅にご協力いただける場合、区が建物・門・塀などの補償をします。この機会に是非ご検討下さい。

拡幅にご協力いただける場合は…

万年塀やブロック塀を生垣にする場合、生垣造成助成制度が活用できます。



○敷地前面の空地に拡幅線がかかる場合

拡幅用地を区が取得します。
※よう壁等、高低差がある場合については、早めにご相談ください。

○既存建物や門・塀などに拡幅線がかかる場合

区が建物や門・塀の金銭補償を行い、拡幅用地を取得します。

■ 主要生活道路についても、災害時にも消防車など緊急車両の通行が可能で、一時避難や延焼防止のため、建物壁面の後退などで幅6mの空間確保を誘導していきます。沿道の皆さんの建替えに合わせて、空間確保にご協力をお願いします。

災害時にも緊急車両が円滑に通行できる道路ネットワークを形成するために、防災生活道路及び主要生活道路の整備を進めます。

■ 西ヶ原地区
防災生活道路3号線



■ 共同化等の促進

敷地が狭い、前面道路幅員が狭い、権利関係が複雑等の理由から個別での建替えが難しく、お隣同士などの複数の敷地単位で共同で建替えを検討される場合、一定の基準に該当する建替えには、費用の一部を補助します。